

第132号 社協 ようろう

ひよこハウスのレポート

令和6年12月18日(水)

養老町社会福祉協議会では、子育て支援事業として乳幼児とその保護者が一緒に遊べる「ひよこハウス子育てサロン」を毎月開催しております。

今回のクリスマス会では、クリスマスツリーの飾りつけを行い、養老町人形劇サークル「きくまる」さんの楽しい人形劇を鑑賞した後、サンタクロースからプレゼントをもらい笑顔あふれる楽しい会になりました。このように、ひよこハウスでは乳幼児の保護者同士の大切な交流の場にもなっています。

是非、お子様と一緒に、ご参加ください。

次回以降のひよこハウスの開催については裏表紙をご覧ください



養老福祉作業所のレポート

令和6年12月24日(火)・25日(水)

福祉作業所ではお楽しみ会を開催しました。

1日目は新年に向けた絵馬を制作して、利用者の方々がそれぞれ願い事を書き、折り紙で作成した「干支のヘビ」「ダルマ」等で飾り付けを行うことでオリジナルの絵馬を作成しました。

2日目は昼食に保護者会の皆様が用意してくださった手作りのお弁当をいただき、ゲーム大会を行いました。ゲーム大会では「〇×クイズ」「すごろく」などを行い〇×クイズは全問正解された利用者もあり、すごろくでは最後まで白熱した順位争いが繰り広げられました。

ゲームの後は職員の手作りケーキを食べて楽しい会となりました。2日間に渡って利用者のたくさんの笑顔を見ることができました。



ひよこハウス 子育てサロン

乳幼児とその保護者の方が一緒に遊べる「ひよこハウス子育てサロン」を開催しております。

毎回いろいろな催しがあり、保護者の方も交流を深めることができますので、お気軽にご参加ください。

〇日程と場所

4月16日(水) 中央公民館
5月21日(水) 中央公民館
6月18日(水) 中央公民館



〇定員

各日、先着順 15組

〇参加費

無料

〇時間

午前9時45分～11時45分



〇お問い合わせ

養老町社会福祉協議会
☎0584-34-3504

天候や道路状況により中止になることがあり、お問い合わせください。

ヘルプマークはご存知ですか？



ヘルプマークは、援助や配慮を必要としている方々が身に付けています。外見からは分からなくても援助や配慮が必要な方もいます。

思いやりのある行動を よろしくお願いします

▽思いやりのある行動とは？

- ①電車やバスの中では席をお譲りください。
- ②駅や商業施設等で、困っている方を見かけたら、声をかける等の配慮をお願いします。
- ③災害時は、マークの利用者が安全に避難するための支援をお願いします。

心あたたまるご寄付ありがとうございます

次の方々より善意のご寄付をいただきました。趣旨に添って、有効に活用させていただきます。ありがとうございました。



養老町赤十字奉仕団さま
養老町社会福祉協議会へ 50,000円

匿名(2名) 20,000円

車椅子の貸出を行っています。

養老町社会福祉協議会では、病気やケガなど様々な理由で一時的に車椅子を必要とされる方へ貸出を行っています。



〇貸出期間と利用料
10日間まで 100円
20日間まで 200円
1カ月間 300円

お気軽にお問い合わせください。

あなたのご相談に無料でお答えします。

心配ごと相談 あなたのお困りごとの相談を受けます。

〇老人福祉センター(2階生活相談室)
毎月第2・第3水曜日 午後1時～午後4時

法律相談 弁護士が法律に関する相談を受けます。

〇老人福祉センター(2階生活相談室)
毎月第3木曜日 午後1時～午後3時

※事前の電話予約が必要です。



編集発行 社会福祉法人
養老町社会福祉協議会
養老町高田 79-2
TEL 34-3504
FAX 34-0066
発行日 令和7年3月吉日

養老町社会福祉協議会

事業レポート

令和 6 年 11 月

生活支援ボランティア養成講座（中央公民館）

高齢者や障害者の生活支援を行うボランティアを養成することを目的として、全5回の養成講座を通じて、参加者は福祉の現状や具体的な支援方法について学びました。講座の中で、生活支援ボランティアとして活躍されている方のお話を伺いました。

参加者の皆さんからは、「ボランティア活動は難しそうだけど頑張りたい」などと話されていました。



令和 6 年 12 月 8 日

かがやきサロン（平東集会所）

かがやきサロンではペタンクを開催していました。参加者は4チームに分かれ競い合いました。和やかな雰囲気の中で進行され、参加者同士が協力しながらゲームを楽しみました。

参加者からは「楽しかった」「また参加したい」という声が寄せられ、参加者同士の絆が深まりました。



令和 7 年 1 月 24 日

養老町心配ごと相談員研修会（中央公民館）

養老町社会福祉協議会では、住民の日常生活上の悩みや心配ごとに対応する、相談所を開設しています。円滑に相談事業を行うため講師に長澤清弁護士をお迎えして、相続に関する相談を受けた時の対処方法等、法律に関係する知識の更なる習得を目指して研修会を開催しました。



生活福祉資金貸付制度のご相談

【要予約】事前に電話でご予約ください

生活福祉資金貸付制度は、低所得者世帯、ご障がい者の世帯、ご高齢者の世帯で生活にお困りの方への資金の貸し付けにより、生活の改善、自立を促すための制度です。

貸し付けの主な種類	内容
総合支援資金	失業等、日常生活全般に困難を抱えている世帯に対する、生活の立て直しのために継続的な相談支援等を行いながら、生活費及び一時的な資金貸し付けを行います。
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の資金をつなぎとして貸し付けます。
教育支援資金	低所得世帯に属するが、学校教育法に規定する高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費を貸し付けます。

※1 各資金により貸付条件、限度額、返済、利率、対象は異なります。
※2 貸し付け及び審査は、県社会福祉協議会となります。生活状況等によっては貸し付けが出来ない場合もありますので、ご了承ください。
※3 本資金貸付制度は、他金融機関等の貸し付けが困難な場合や利用できない場合の制度でもあり、申し込みの際には他制度が利用できないか確認や相談を行います。

ご相談される方は、原則 **事前予約が必要** となります。
予約されていない場合は、ご相談に対応できない場合がありますので、ご了承ください。

養老町社会福祉協議会
☎0584-34-3504

令和6年度 共同募金（赤い羽根・歳末たすけあい）一覧

	支部名	赤い羽根	歳末たすけあい	合 計 (円)
		金 額 (円)	金 額 (円)	
1	高田	458,800	192,400	651,200
2	養老	261,950	109,850	371,800
3	広幡	157,170	66,430	223,600
4	上多度	266,290	111,670	377,960
5	池辺	316,200	132,600	448,800
6	笠郷	412,610	173,030	585,640
7	小畑	219,170	91,910	311,080
8	多芸東部	69,750	29,250	99,000
	多芸西部	137,640	57,240	194,880
9	日吉	151,280	63,440	214,720
10	室原	84,630	35,490	120,120
合計		2,535,490	1,063,310	3,598,800

 「赤い羽根共同募金」並びに「歳末たすけあい募金」には、皆様の深いご理解とご協力をいただき、実績を収めることができました。厚く御礼申し上げます。

皆さまからお寄せいただいた尊い浄財は、お年寄りや障がいのある方への福祉サービスや社会福祉施設の整備などに有効に活用させていただいております。今後とも共同募金に皆さまの温かいご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

その他（街頭募金・募金箱等）の赤い羽根募金

【養老町職員の皆さま 50,367 円】
【街頭募金 合計 13,875 円】
オークワさま トミダヤさま
【募金箱 合計 18,267 円】
オークワさま、榎藤太さま、酒清酒店さま
トマト JR さま、養老町役場、老人福祉センター

日常生活自立支援事業のご案内

どんな人が利用できるの？

日常生活自立支援事業は認知症高齢者や知的障がい、精神障がいなどで、自分ひとりでは福祉サービスの利用契約等の判断をすることが不安な方や、日常生活に必要なお金の出し入れ・書類の管理などをするのに不安のある方がご利用できます。

ただし、このサービスはご本人との契約に基づいて行われますので、契約内容について判断をし得る方が対象となります。

どんなお手伝いをしてくれるの？

- ①福祉サービス利用のお手伝い
- ②日常的なお金の出し入れのお手伝い
- ③日常生活に必要な事務手続きのお手伝い
- ④ 銀行の貸金庫等で大切な書類等をお預かり
- ※福祉サービス利用援助が目的であるため、③、④のみの利用はできません。

利用料はいくらかかるの？

内容	利用料	※契約までの相談等は無料です ※契約後の援助には利用料がかかります。 ※生活保護世帯は無料です。
・福祉サービス利用援助 ・日常的金銭管理サービス	1 時間あたり 1,200 円 (1 時間を超えると 15 分毎に 300 円加算)	
・書類等預かりサービス	1 ケ月あたり 500 円	

日常生活自立支援事業をお手伝いして頂ける方も募集しています。

この事業は福祉サービスを援助する方がいることで成り立つ事業です。お手伝い頂く曜日や時間は柔軟に対応させていただきますので、お手伝い頂ける方は、養老町社会福祉協議会までご連絡ください。

サービスを利用するにはどうしたらいいの？

まずは養老町社会福祉協議会までご相談ください。 ☎0584-34-3504

養老町社会福祉協議会より

お知らせ

社会福祉協議会（社協）は、誰もが安心して暮らせるまちづくりを実現するために、住民の皆さんとともに活動する民間の福祉団体です。



令和
7年度

会費

のご協力をお願いいたします。

会費って？

社会福祉についてご理解を深めていただくとともに、福祉の町づくりのための事業の財源として会費をお願いいたします。

会費の種類と金額は？

一般会費（1世帯あたり）

年額 1口 800 円

特別会費

（社協事業にご賛同いただける個人・団体・法人など）

年額 1口 3,000 円

会費は何に使われるの？

子育て支援事業や地域福祉事業などに使わせて頂きますが、約半額を各支部社会福祉協議会に還元して、地域の実情に合わせた福祉活動に使用させていただいております。

こんな活動を行っています！

心配ごと相談

- ・心配ごと相談
- ・弁護士による法律相談

生活上のいろいろな悩みごとや民事・家事・刑事など法律全般に関する相談を受けています。



子育て支援事業

- ・子育てサロン
- ・子育て相談

子育てボランティアとともに、乳児と保護者が一緒に遊べるサロンを公民館や保育園などで行っています。



ボランティア活動の推進

ボランティア登録の推進、情報提供やボランティア講座を実施するとともに、福祉教育を推進するためのサポートを行っています。



支部社会福祉協議会

- ・お年寄りに対する活動
- ・子供に対する活動
- ・地域コミュニティに対する活動



日赤社資のご協力をお願いします

日本赤十字社で行う活動は、広く皆さまからご寄付いただく活動資金によって成り立っています。この活動資金を「社資」といいます。1年を通じて、赤十字の使命と活動を知っていただき、赤十字の活動を資金面で支えていただくため、社資（一世帯 350 円）のご協力を呼びかけています。

これまでに、こんな活動を行いました。

災害支援

災害義援金の受付、罹災者への救援物資の管理、災害時に備えて、非常食や衛生用品の備蓄

独居老人訪問

ひとり暮らしの高齢者を定期的に訪問することにより、安全確認と健康状態の把握をしながら、地域のあたたかい気持ちを伝え、社会的つながりやふれあいの機会を楽しんでいただくことを目的として定期的に活動しています。



赤十字奉仕団の活動

災害時に迅速に活動できるように、防災用品の取り扱い訓練や炊出し訓練をはじめ、高齢者支援活動や募金活動など定期的に実施しています。



養老町赤十字奉仕団が最高位賞を受章



養老町赤十字奉仕団は 40 年以上にわたり地域のために活動を続けてきた功績が認められ、日本赤十字社から最高位である金色有功章が授与されました。

共同募金のご協力をお願いします

共同募金は、戦後間もない昭和 22（1947）年に、市民が主体の民間運動として始まりました。当初、戦後復興の一助として、被災した福祉施設を中心に支援が行われ、その後、法律（現在の「社会福祉法」）に基づき、地域福祉の推進のために活用されてきました。

社会の変化のなか、共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する、「じぶんの町を良くするしくみ。」として、共同募金（一世帯 440 円）のご協力を呼びかけています。

これまでに、こんな活動や事業で活用させて頂きました。

各地域で開催される「ふれあいサロン」の活動費をはじめ、福祉大会などの事業に活用させて頂きました。また、社会福祉協議会に設置された募金箱の収益についても、共同募金として地域福祉の活動や事業に有効活用されています。

